

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（(イ)の日を除く。）

ロ 職員の勤務時間

1週間当たりの勤務時間 38時間45分

1日の勤務時間（交替制勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

区 分		要 件 及 び 日 数
年次有給休暇		一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）
結核要療養休暇		健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内
忌引休暇		配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間 例）配偶者：10日、子：5日、父母：7日
産前産後休暇		産前休暇：出産予定日から前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間 産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間
生理休暇		生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内は有給
特別休暇	災害等	風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間
		風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間
		交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間
		異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間
	負傷・疾病等	負傷又は疾病の場合：90日以内の期間
		高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間
		負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において1日の勤務時間のうちの一部の時間
		負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日以内
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間
	妊娠・出産等	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合：5日以内（当該通院等が体外受精その他人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合は10日以内）
		妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内
		妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内
		妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間
		妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内
	育児等	妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内
		職員が生後3年に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間
		中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合、①子の看護を行う場合：5日以内、②子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合：必要と認められる期間

	家族看護等	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他人事委員会が定める家族の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合、①要介護者の世話を行う場合：5日以内、②人事委員会が定める家族の世話を行う場合：5日以内
	冠婚葬祭	婚姻した場合：7日以内
		父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日
	その他	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：必要と認められる期間
		職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間
		職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（①相当規模の災害による被災者を支援する活動、②社会福祉施設等における活動、③常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：5日以内
		職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月（任命権者が特に必要と認める場合は10月）までの期間内において原則として連続する6日以内の期間
介護休暇		職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間
		配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合：一の要介護状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間（無給）
介護時間		配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合：連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間（無給）